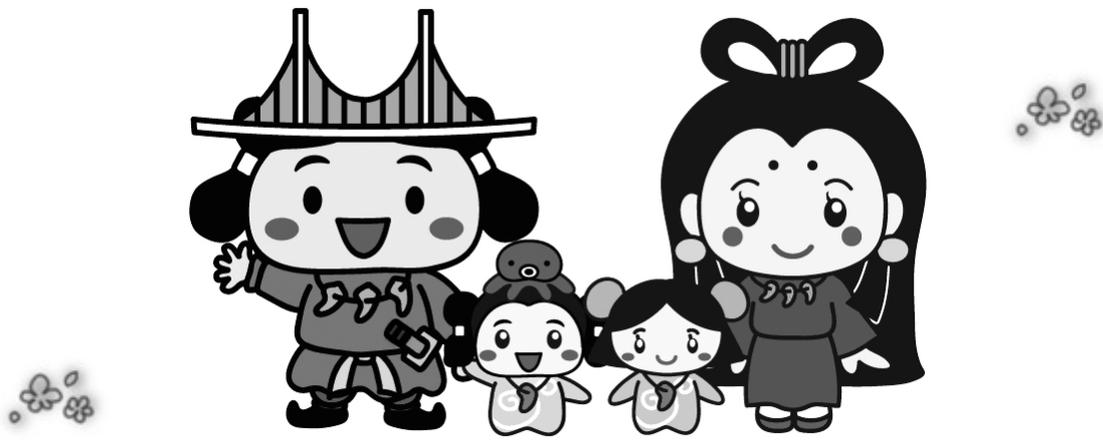


概要版

高齢者保健福祉計画及び 第6期介護保険事業計画



健康で安心して住み続けられる
まちをめざして

わが国では、すでに超高齢社会を迎えており（4人に1人が65歳以上）、いわゆる団塊の世代が高齢者となり介護サービスに対するニーズはさらに増加していくと予測されています。

こうした介護の問題を解決するため、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

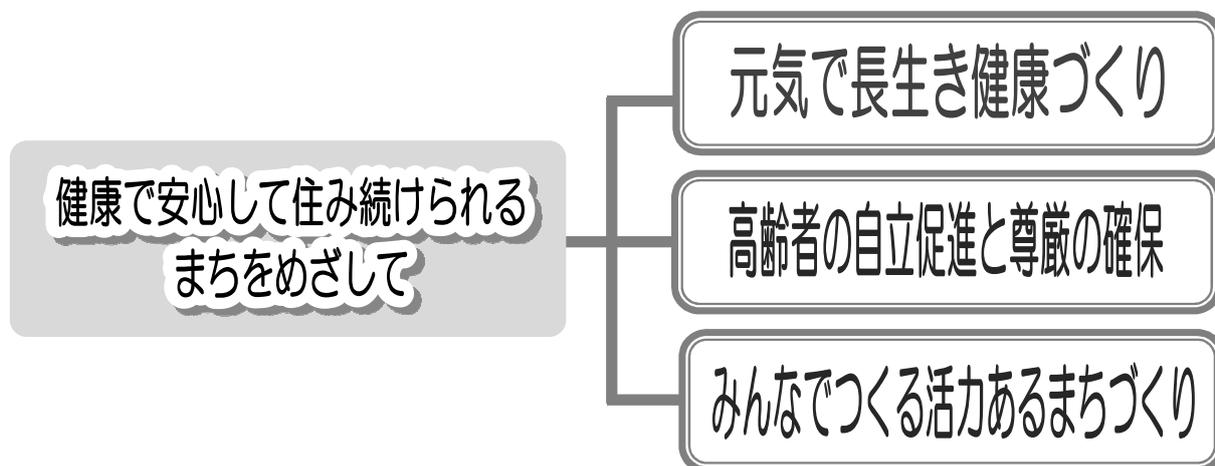
本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域・住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、「高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」を策定しました。

平成27年3月
兵庫県 淡路市

計画の趣旨及び基本的方向

■基本理念及び基本目標

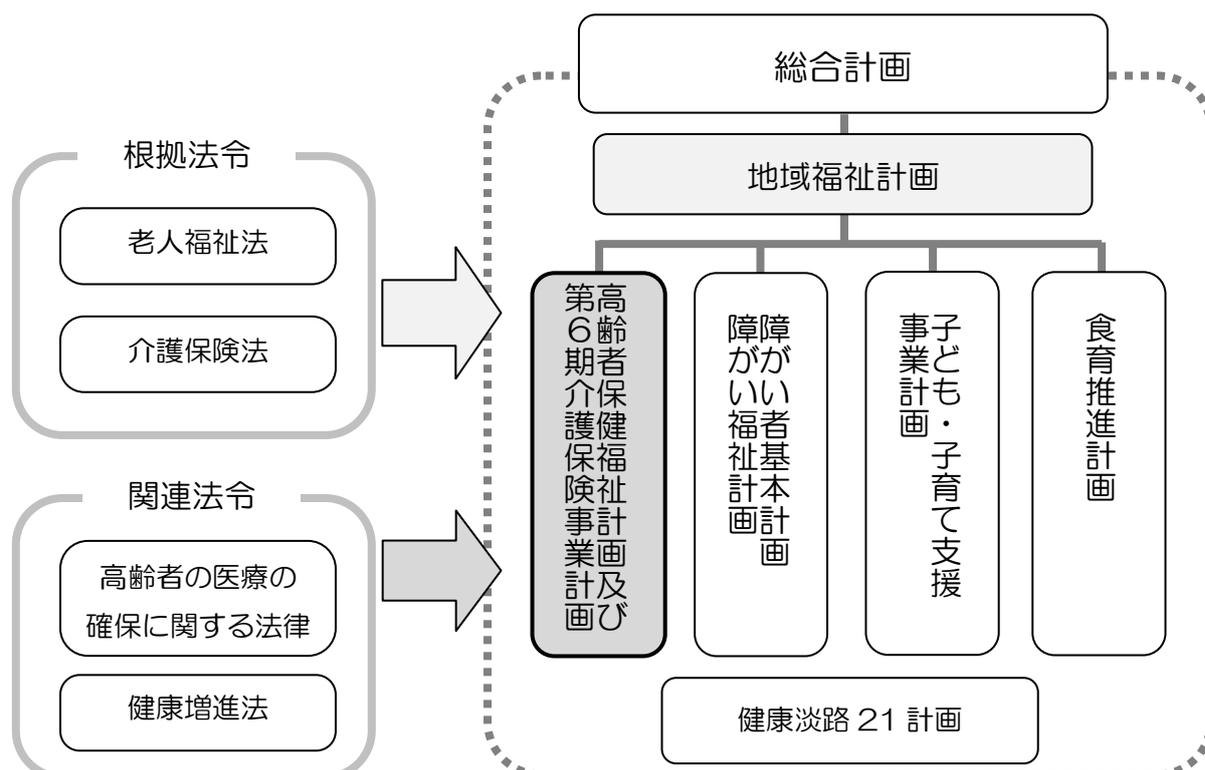
本計画では、高齢者が心身ともに健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる社会をめざし、以下の基本理念と基本目標を掲げて事業を推進しています。



■計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画として策定、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画として策定したものです。

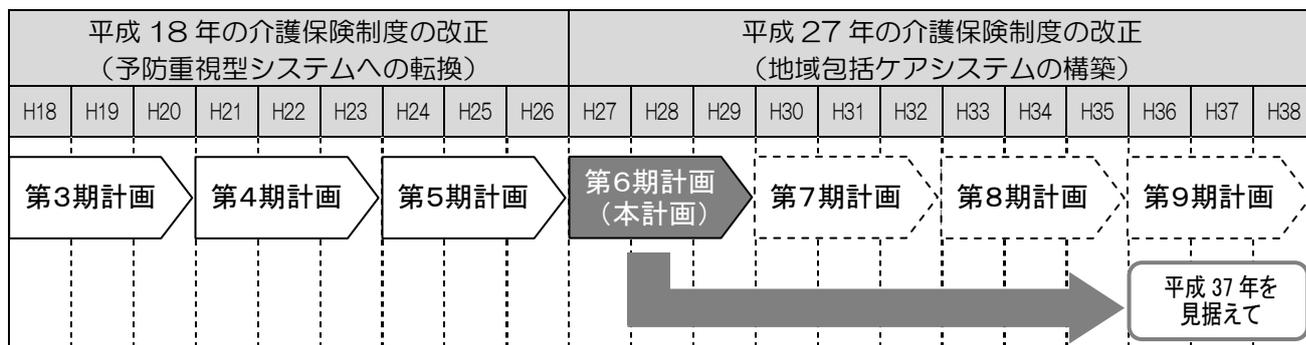
「総合計画」のもと、保健・医療・福祉の施策別計画として、「地域福祉計画」「障がい者基本計画」「淡路市障がい福祉計画」「淡路市子ども子育て支援事業計画」「食育推進計画」「健康淡路 21 計画」を推進し、これらの計画との連携を図ります。



■計画の期間

計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

(年度)



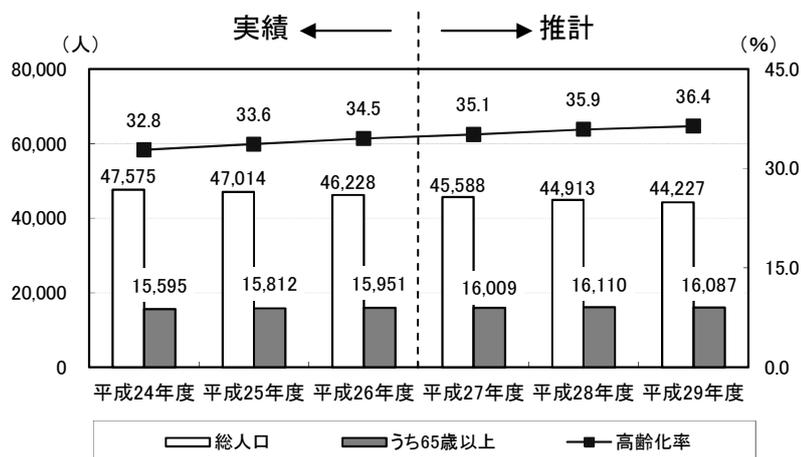
高齢者を取り巻く現状

■総人口と高齢者人口の推移と推計

高齢化率が増加しています

総人口は平成24年度以降、減少傾向が続いており、平成29年度には44,227人になると予測されます。

一方で、高齢化率は平成24年度以降、増加しており平成29年度には高齢者人口16,087人、高齢化率36.4%になると予測されます。

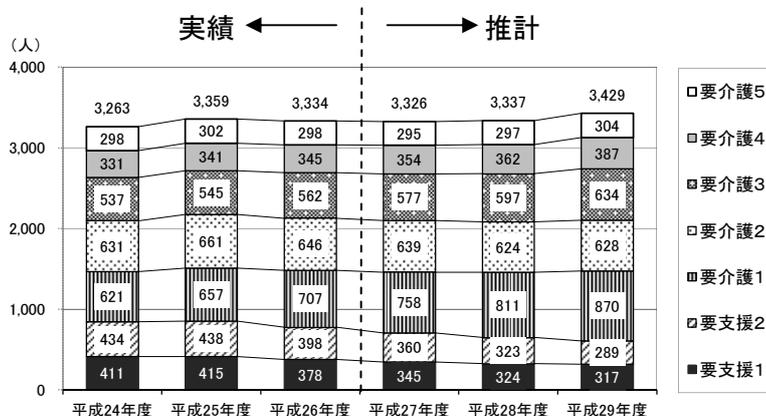


資料：住民基本台帳（推計値は住民基本台帳を基に算出）

■要介護度別認定者数等の推移と推計

サービスを必要とする方、利用する方（サービス需要量）が増加することが予測されます

要介護認定者数は、年度により増減はあるものの微増しており、平成26年度では3,334人、平成29年度では3,429人になると予測されています。要介護度別にみると、特に要介護1と要介護3が増加しています。



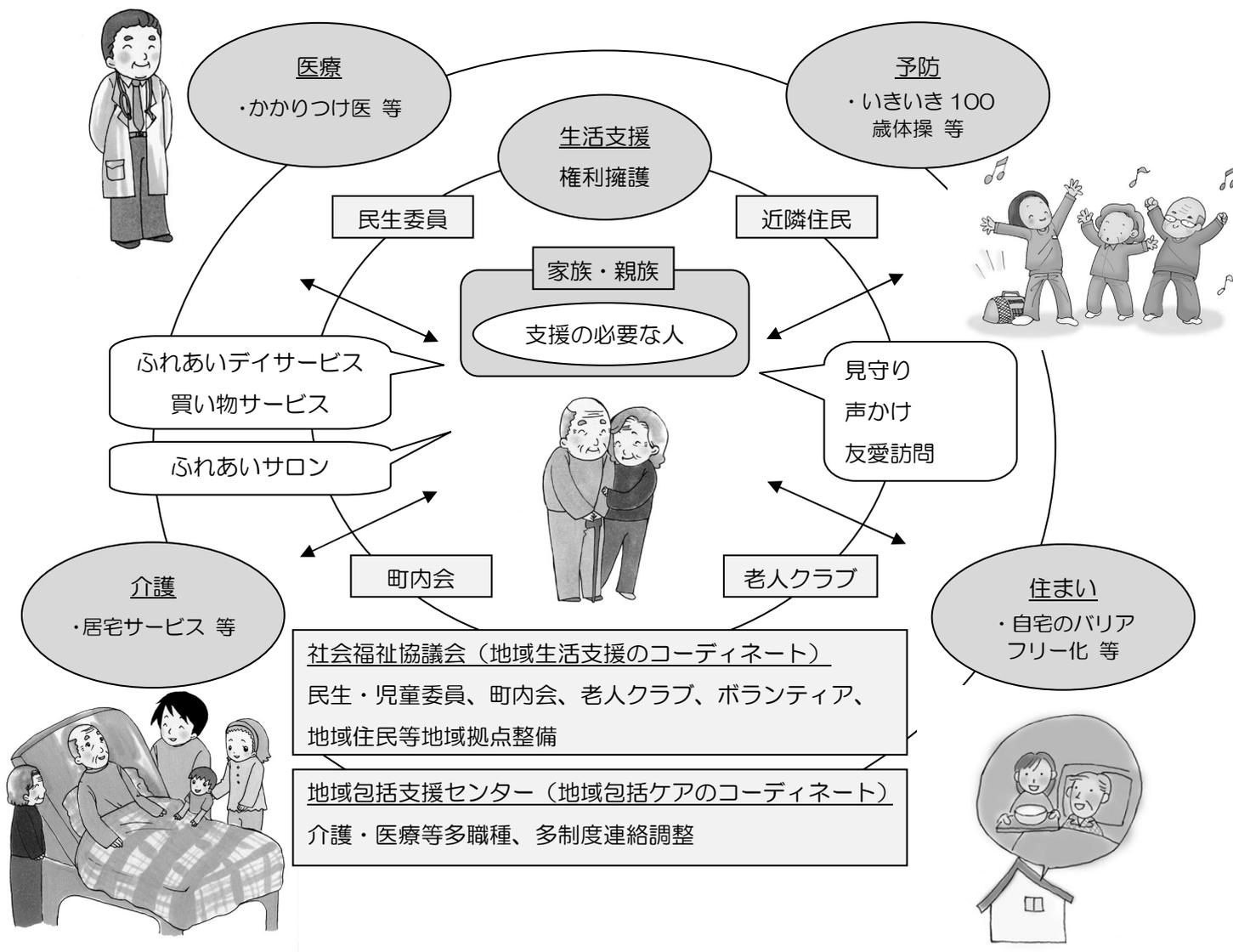
資料：介護保険事業状況報告
(推計値は介護保険事業状況報告を基に算出)

地域包括ケアの推進

介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるためには、介護保険の保険給付だけでは十分ではなく、日常生活圏域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される仕組みが必要です。

そこで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で包括的・継続的に提供できるような地域での体制、すなわち「地域包括ケアシステム」を構築していくことをめざします。

【本市における地域包括ケアシステムの構築イメージ図】



■地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- (1) 在宅医療・介護の連携推進
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 地域ケア会議の推進
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実、強化
- (5) いきいき100歳体操等を通じた介護予防と地域づくり

介護保険サービス基盤の整備

■各種サービスの整備について

●居宅サービス

在宅生活を支援するサービス。平成 24～26 年度の利用実績及び給付実績と要介護認定者数の推移等を考慮して、平成 27～29 年度までの認定者数や利用者数を推定し確保しています。

●施設サービス

第6期計画では新規の整備は計画せず、現在のサービス量で対応します。介護老人福祉施設等の入所申込者（待機者）の解消については、地域密着型サービスの整備を進めて行くことで対応します。

●地域密着型サービス

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（それぞれ予防給付含む）については、利用者の需要と供給のバランスを考慮しながら、未整備地域での整備推進を図り、平成 29 年度までを目標に整備を進めます。

【介護サービスの種類】

予防給付サービス	介護給付サービス
要支援 1・2の方を対象としたサービス	要介護 1～5の方を対象としたサービス
【訪問サービス】 ◎介護予防訪問介護 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 ◎介護予防通所介護 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 【その他の居宅サービス】 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 ○介護予防特定施設入居者生活介護	【訪問サービス】 ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 【通所サービス】 ○通所介護 ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 【その他の居宅サービス】 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ○特定施設入居者生活介護
【地域密着型介護予防サービス】 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 ◎地域密着型介護予防通所介護	【地域密着型サービス】 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○夜間対応型訪問介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○複合型サービス ○地域密着型通所介護
○介護予防支援 ○介護予防住宅改修	○居宅介護支援 ○住宅改修

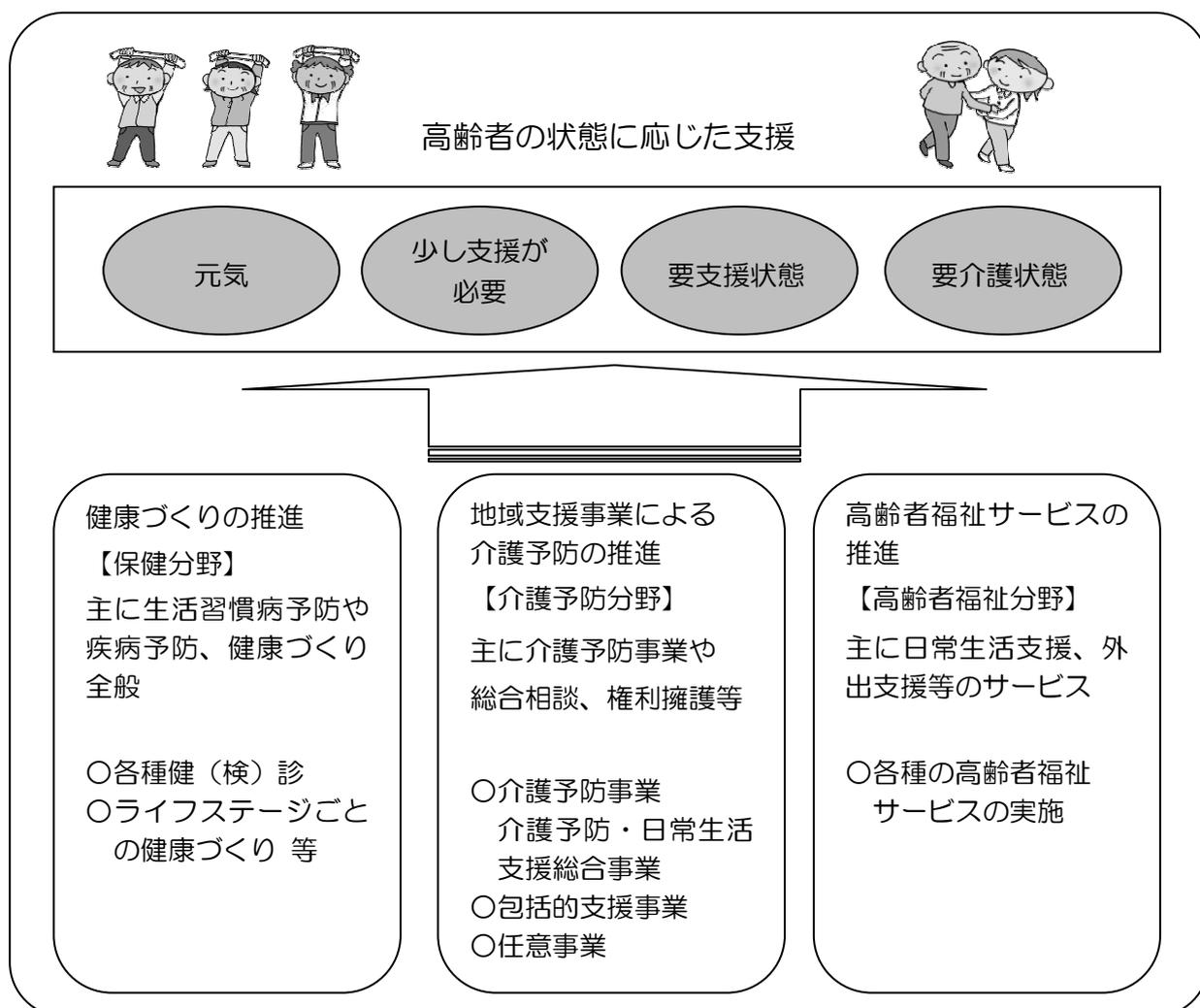
◎介護予防訪問介護、介護予防通所介護、地域密着型介護予防通所介護サービスは、平成 29 年度までに、介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

介護予防および保健・福祉サービスの充実

高齢者が自分らしく尊厳をもって暮らしていくためには健康であることが重要であり、高齢者の健康を損なう生活習慣病をはじめ、さまざまな要因に対して、保健分野における壮年期からの取り組みを充実します。

現行計画では介護予防として要支援・要介護認定を受けていないが要介護状態へ移行する可能性が高い高齢者を早期に把握し、効果的な介護予防事業を実施する「二次予防事業」と、一般高齢者に対し、介護予防の必要性を啓発し実践に結びつけるとともに、地域の介護予防に取り組んでいただくための支援を行う「一次予防事業」の取り組みを進めてきました。今後はサービスのさらなる充実をめざし、「一次予防事業」と「二次予防事業」とを区別することなく一体的に取り組む事業として「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。

あわせて、高齢者が健康で自立した高齢期を過ごせるよう、高齢者福祉分野での各種支援を充実し、実施していきます。



高齢者の積極的な社会参加

高齢者が、知識や経験を活かしながら社会とのかかわりを保ち、生きがいを持ち続けられるよう、就労支援、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、ボランティア活動、世代間交流など、多様な機会と場の確保や地域社会への参加をすすめます。

●高齢者の就労支援

シルバー人材センター事業
情報提供と相談支援の推進

●スポーツ・レクリエーション 活動の促進

●高齢者の交流・活動の場の確保

地域サロン、老人福祉センター
老人憩いの家

●老人クラブへの支援

●生涯学習の推進

高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備

公共的な建築物、道路、民間施設等のバリアフリー化や、コミュニティバスの運営検討など、ソフト・ハードの両面から、人にやさしいまちづくりをすすめます。

また、高齢者が安心して生活できる多様な「住まい」の確保、緊急時・災害時における高齢者への支援、交通安全対策や消費者被害対策など、高齢者が安心して暮らせる環境づくりをすすめます。

●福祉のまちづくりの推進

- ・ユニバーサルデザインの考え方を普及
- ・公共施設・設備のバリアフリー化
- ・コミュニティバスの運営検討

●高齢者のための多様な住まいの確保

- ・住宅改修への支援
- ・シルバーハウジング（公的賃貸住宅）
- ・入所施設等の改善（養護老人ホーム等）

●安全で安心な日常生活の確保

- ・災害時要援護者名簿の整備
- ・交通安全対策の推進
- ・緊急通報システム事業の推進
- ・消費者被害の防止

計画の推進体制

●行政機関内部の体制

庁内関係部署の連携

●関係団体との連携

各関係団体との連携強化

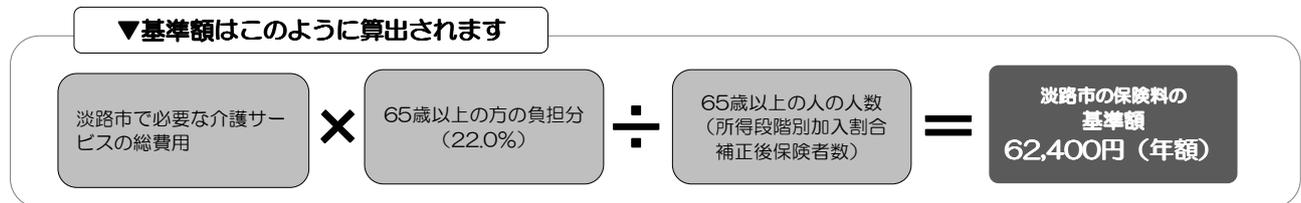
●計画の進行管理と点検

進捗状況の点検評価

介護保険制度の適切な運営

■介護保険料額の算出

65歳以上の高齢者の介護保険料による負担割合は22.0%となります。この割合と推計された介護給付費等から、平成27年度から平成29年度の段階別の保険料額を算出すると以下の通りとなります。



■平成27年度から平成29年度までの所得段階別介護保険料

段階	対象者	料率	年額保険料	月額保険料
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税	0.50 【0.45】	31,200 【28,080】	2,600 【2,340】
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.50 【0.45】	31,200 【28,080】	2,600 【2,340】
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得＋課税年金収入が80万円超120万円以下	0.75	46,800	3,900
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得＋課税年金収入が120万円超	0.75	46,800	3,900
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.90	56,160	4,680
第6段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年合計所得＋課税年金収入が80万円超	1.00 (基準)	62,400	5,200
第7段階	本人が市民税課税で、前年分の所得金額が120万円未満	1.20	74,880	6,240
第8段階	本人が市民税課税で、前年分の所得金額が120万円以上190万円未満	1.35	84,240	7,020
第9段階	本人が市民税課税で、前年分の所得金額が190万円以上290万円未満	1.50	93,600	7,800
第10段階	本人が市民税課税で、前年分の所得金額が290万円以上600万円未満	1.85	115,440	9,620
第11段階	本人が市民税課税で、前年分の所得金額が600万円以上1000万円未満	1.90	118,560	9,880
第12段階	本人が市民税課税で、前年分の所得金額が1000万円以上	2.00	124,800	10,400

※第1・2段階の料率・保険料金額は、平成27年3月時点の予定額であり、今後制度改正等により変更になる場合があります。

高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画 概要版（平成27年3月）

発行：淡路市 健康福祉部長寿介護課

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地 電話：0799-64-2511 | P電話：050-7105-5011

FAX：0799-64-2529 | PFAX：050-7105-5035